

## 田中正造と新約聖書、そしてキリスト教？

大 竹 康 悅

### I. はじめに

田中正造は、大正2年（1913）9月4日、その生涯を閉じた。時に73歳であった。その時、枕元に残されたものは、菅の小笠、襦子の袋（信玄袋）の二つであった。その袋の中には、島田宗三が代筆した草稿と新約全書<sup>1)</sup>、鼻紙少々、数個の小石、そして明治憲法と新約全書のマタイ伝の分冊を白糸で綴じ合わせたもの、そして三冊の日記帳があったことは、よく知られている事実である。

この新約聖書の存在に着目し、それが彼の思想と行動とに決定的な影響を齎らしたとする見解は、いわゆる「足尾鉱毒事件」をルポルタージュし、それを切っ掛けに田中正造を熟知するに到る木下尚江に始まる、といってよいであろう。

木下に依れば、いわゆる「アクビ事件<sup>2)</sup>」によって余儀なくされた四十日間にわたる牢獄生活は、人々にとっては、一時の滑稽談でしかなかったけれども、内憂外患、一種の袋小路に追いつめられていた田中にとては、「自由な、寛闊な、別天地の春が開け<sup>3)</sup>」、まさにそれは、「一新の機<sup>4)</sup>」以外の何ものでもなかった。それは何故か。

「此の四十日の牢獄生活に於て、彼が新約全書を耽読したこと<sup>5)</sup>」であり、「今や新らしい生涯の開け初めやうとして居た翁の為めには、殆んど予定せられた天の恩寵とも、見る事が出来る<sup>6)</sup>」からである、という。

時に明治35年（1902）、田中61歳。

この新約全書を誰が差し入れたか、に関して

木下尚江は「何人の差入か知らぬ」（「田中正造翁」198頁）というが、様々な可能性の中から獄舎に近かった新井奥邃<sup>7)</sup>とするもの、内村鑑三とするものがあるが、特定する事は困難である。この事の考証が本論の目的ではないし、それ自体余り有意義とは思われない。問題は、田中が新約全書をどのように読み、理解したかであろう。なお、木下によれば、田中は新約全書を通読した、とあるが、次のような言葉も残されている事を附加する必要があるだろう。「神若シ我ニ三年の寿を以てせバ、新約聖書を読畢らんか。わがみの願ハ誠ニ深き御願なり」（⑪419。全集の引用に当っては、○中の数字は巻数を、次の数字はページ数を、No.は書簡番号を示す）。「聖書を未だ読まず、只三十五年ニ少々獄ニ入りテ一回読ンデ分ラヌ。誓フベカラズトアリタルヲ見タリ……。聖書ヲ讀マンカ。聖書ヲ讀ムヨリハ先ツ聖書ヲ実践セヨ。聖書ヲ空文タラシムナカレ」（同188）。「我聖書を読むひまなしと思へば誤りなり。聖書ハ讀むニあらず、行ふものなれバなり」（同229）。

この事から明らかになる事は、田中が繰り返して読んだこと。また、その接近の仕方、更には視点が極めて独自であることである。端的にいえば、キリスト教の伝統的（あえて、正統とはいわない）解釈とは異なる、といわなければならない。

更に、出獄の翌日（7月27日）甥の原田定助宛親展では、悔改めに触れながらも、禁酒会、鉱毒救済会の活動に言及し、精神と肉体とを併せての救済を述べ、「真理とすべき要点の動かすべからざる一事」として、次の様にしたため

るのである。「大義に通ずる大道理大条理大精神を忘れざる事を相祈り候。小生は宗教の真味をしらずと雖も、無学にても分り得べき大条理は動くべからず。且つ入獄中病室に居る二十余日、新約三百ページを一読せり。得る処頗る多し。いよいよ老へて強情たるを得ん……」(15 No.1228) も注目すべき言葉であろう。

田中自身が認めるように、ここで新約聖書との接触によって与えられた（もしくは与えられるであろう）インパクトは、かなりのものであった、と想像はさせるが、かといって動くべからざる大条理といい、「いよいよ老へて強情たるを得ん」という時、そこに自ら明白な事は、彼自身の持ち前の矜持とプライド、これ迄彼自身がつちかった変らざるもの的存在も、それが暗示的であれ見逃すわけにはいかない。

加えて8月15日発信の原田宛封書では、「正造義獄中読書、病院に移りて以来十日間計りハ見ました。たん緒は開けかかりました。さて困るハ第一耶蘇教信徒に偽物多き事の見へて來たニ困る。大ニ攻撃を加へざるべからず」(15 No.1249) とし、具体的個人名を上げつつ断罪していることである。

当時、いわゆる鉱毒事件に鋭く反応し、田中たちの運動に積極的に協力したのは、多くのキリスト教徒たちであった。上で断罪されている人びとも、後には「我友」と称され、「常ノ言行凡庸ニアラザルヲ以テ之ヲ我ニ実行ノ学ビトセリ」(11338、明治42年8月27日日記)とも回顧されているのである。

この様に、個人や団体、そして宗教一般を判断する場合の規準は、結論をいささか先取り的にいえば彼にとってそれは倫理性、社会性、実践性、積極性ということであるように思われる。この事は、彼自身の聖書解釈の視点を明瞭にする。と同時に、彼自身の価値判断の規準をも明確にする、と見て誤りがないであろう。

以下において、彼が聖書のどの箇所を、どのように読んだか、を彼の文言の中から取り出し、その一つ一つを具体的に検証する事によって明らかにしてみよう。

## II. 田中の文言に表われている新約聖書

これには、聖書の言葉の直接的引用（勿論それと明確にしているわけではないが）と、それと考えられる言及（暗示的と明示的）とに分類出来るが、彼が一番良く親しんだと思われるマタイ伝に準拠した順序に従って考察することにしよう。

### (1) 洗礼（マタイ3：1～17）

イエスは、バプテスマのヨハネから「洗礼ヲ受ケシ人」といわれ、水による身体の清め（衛生上必要なこと）と、靈による靈の洗礼が懺悔をともなってなされる時、既往の悪事、悪魔を追放し得る力を獲得する。これが懺悔洗礼というものである (11414, 1265, 102, 13546)。

### (2) 「石をパンに」「人の生くるはパンのみに由るにあらず」(マタイ4：1～11)

悪魔に試みられたイエスと滅亡の危機にある谷中村民とそしてそこに移住し共に生きた田中自身が投影され、さらにイエス・キリストとの同一視がなされる。「いかなる人ニても、野に裸体のまゝ風雨ニさらさバ真面目となれり。此時の一瞬間神ニ救るゝなり。又悪魔ニさらわるゝなり。石をパンニせよとハ此時ニあり。人ハパンのみにて生きるものニあらず答へしハ此時なり」(11214、参照11227, 254, 301, 330, 414, 419)。この事は谷中村民によって、実証済みである。だから、次の様に云う事が可能なのだ。「谷中一百人ハ定職、定住、定食ナク、水中の仮小屋ニ生活する三ヶ年、人ハパンノミヲ以て生るものニあらず」(11419)。

更に次の文言は極めてユニークである。「人ハパンノミを以て生きるものニあらず。パンや人体ニはなるべからず。而も位置をはなせバ無関係なり。住所衣服ハ食ほど深き近き関係なしといゝども、はなせバ即身を破る。此三者ハ何より来るか。即ちしんら万象より来る。しんら万象皆我れニ関せざるなし。万象を養ふ空気の力ら多し。然れども空気のみを以て万象を養ふものニあらずといゝども、直接動植物万物の食たる先づ空気を第一とす。次ニ飲食とす。身体

ハ靈の衣食住所なり。靈所の食用空気を以て第一とす。靈の生命ハ天の靈，地の靈と共に死せざるなり。キリストノ十字架ハ肉体の衣食住を奪ふと同じくして，キリストノ肉ニも性ニも傷かざるなり。故ニキリストの肉ヲ奪フ，尚且ツ生命アリト云フハ此事なり」(同上，参照⑬254)。

ここでは，いわゆる靈肉二元論は存在せず，今日のエコロジカルな自然学がある，といえないのであろうか。独特な十字架理解もまた，注目すべきであろう。

また云う。豚は本来清潔好きである事は，水に入って身体を洗う事から，明らかであるのに，食を選ばないが故に，「侮られて汚穢の中に」育てられる。同じく，人も食を選ばないと侮られる。「聖書二人ハパンのみを以て生けるものニあらずと。パンのみと思ハゞ豕と同じ」(⑫123)。

彼の活動は文字通り，東奔西走，席の暖まる事少なく，旅に旅を重ねたものであった。多くの協力者の存在もまた，彼にとって有難いものであった。然し次の様な率直な言葉も聞かれる。「いやな人の御馳走ハ，いかに膳のもの奇麗ニ品数多く，いかニ山海の珍味にても味ぢなし。聖書二人ハパンのみにて生くるものニあらず」(⑫174)。

しかし彼が利用する一泊1円の宿屋の中でも，時として茶代として特別に一円もしくは50銭を投ずる場合がある。それは決して奢侈や傲慢からそうするのではなくて，暖かいもてなしや親切に対する感謝の表現なのである。この業は神に近く，真理なのである。「日払ハ旅籠銭のみを生きるものニあらずと云ふ意味なればなり。人ハパンノミを以て生きるものニあらずと云ふの解釈之れなり。即ちパンの代価ニ加へて恩義の代を払ふ。パンの代価のみ払へば無形の恩義ハ償ハざるもよしと云ハゞ，之れパンのみの人なり。考ふべきなり」(⑬23)。

木下と共に，田中の良き理解者であり，また協力者であった逸見斧吉<sup>8)</sup>宛ての手紙には，田中自身が到達したと思われる宗教的境地を如実

に示す言葉がみられる。「人ハパンノミを以て生けるものニあらず。人ハ勞のみを以て報を得るものニあらず。神の恵み，慈悲の引合せなれば徒勞徒費多シ。之れを誠ニ得んと欲して得られず，得られざるハ我心の至らざるなり。天ハ常ニ多物を人類ニ与ふ。只之れを得るの法をしらざるのみ。すれば即ちキリストの如く，釈迦の如く，政治ニオケル孔子の如きものならん。彼三聖カ，三神カ，三仏カ。凡長短ヲ免カレザルトスルモ，即チ天ノ大ナル恵ミヲ克く受け，克く得たる中で尤多いのでショウ。予等ハ小なりとも一局たりとも，天の与ル処を其儘ニうけ得て，其物と化して見たいのみ。只之を得るの道の多様なれば，或ハ又惑へも来さんか。然れども其惑や研究の行路のみ，只多様ニ涉らざれば早く得ん。多様ハ多様ニして広く薄し，且ツ遅し。但し大人ハ多様ニ渉るの弊ニ陥り，小人ハ常ニ狭きニ失す。人情の流通ハ尚流水の如し。其低きを求めて行く，風に動きて波揚る。揚りて又沈む。停止する処なくして法を越へず。天則克く此間を調和す」(⑯No.3470)。

この様な宗教的知恵は，彼自らの教養と決して無縁ではないが，余り世には知られなかった独自な思想家新井奥邃との出会いと語らいを考察するように促す，と思われる。

### (3) 「我に従え」(マタイ 4：18～22)

イエスが公生涯への出発に当って，手始めにした事は，弟子たち，共働者たちを獲得するという事であった。田中も孤軍奮闘の只中で，同じ思いにかられたに違いない。田中たちの運動に様々な形で参与し，協力していた日本キリスト教婦人矯風会に招かれての演説で，彼女たち「大恩人」のお蔭で，谷中の人々は辛うじて生命永らえている事に感謝しつゝ，家庭・社会・国家問題にふれながら，次の様に述べる。「凡人のためを図らんとせバ各人皆其方面即自分欲する方面を以て自分の働くべき地位と方法をもとめ，先其人類のむれニ入るべし。救ふ人ハ救わるゝ人々のむれニ入らざれば救ふべきよしをしるハよしなし。仮りニ魚を取るものを見よ。皆魚のむれニ入る。鯨らを取るものハ鯨の行動

をしる。……魚を捕るものすら尚魚の外ニ余念なし。終ニ魚の生存法をしり又魚の心しる故ニ魚と心一致す。況んや人を救ふハ人のために余念なし。終ニ救わるゝ人の行動品格生活をしりて救わるゝものと救ふものと心一致す。而して又人を漁るハ魚を漁るより難し。……キリスト曰ク、魚ヲアサルヲ止メテ人ヲアサルベシト云ハレタリ。思ヘ半バニ過グ」（明治40年10月18日、④595以下）。

「無学」を以て認する田中は、絶えざる「学び」の人であったように思われる。「一切を捨てて我ニしたがいと、もろ／＼の心をすてずバ、人の教耳ニ入らず。況んや神秘すや」（⑪225）と語る田中である。

様々の運動、多くの人々との出会いの中で、人民を見る彼の眼は研ぎすまされて行ったのであろう。冷徹そのものである。それ故の孤独と悲哀というべきか。彼は語る、「今此地方人民を見る、徳川氏の温和的圧制ニ慣れ、二百余年の遺伝性となり、一に畏敬、二に恐懼、三ニ畏怖、四ニ謹慎、五ニ卑屈、六ニ堪忍、七ニ忍辱、八ニ依頼、九ニ官尊等の文字より生ずる消極的謙遜、形容的礼節、終無精神となり、偽善的忠義、吝ショク的節儉等、似て頗る非ナル性となりて、終ニ徳川三百年の余弊ハ四十五年をへてます／＼甚しきニ到れり。而も此弊より発する悪徳なるもの、之を道徳と誤解するに到らしめたり。此時ニ当りてハ断じて古るきをすてゝ、新鮮なる宗教キリストの曰く、一切をすてゝ我れニ從へよ、とのたまへしを以てせるの外此国民を救へ出すべきミちなし。今の日本豈尋常無力の宗教を以て救ふべからざるなり。キリスト今何處ニあるか」（⑬128）。

これは彼が72歳でその生涯を閉じる前年明治45年3月5日の日記にしるした言葉である。彼の悲しみと侘しさ、そして嘆きが聞こえて来るではないか。

(4) 「汝らの義、学者、パリサイ人の義に勝らばず、天国に入ること能はず」（マタイ5：20）

ここでいう学者は、いうまでもなくユダヤ教

のラビ、律法学者を指す。然し、田中にとってはそれにとどまらない。学者は「貴族的理想家」であり宗教家ですらある。「之ニ対スル無宗教家なりしも無宗教ハ済度之道あり。汝ヂ等ハ学者パリサイノ人より正シキ人となれと教イタリ。学者ノ惡シキト金持チノ惡キト同一」（⑫109）と断じてはばかりない。彼の学者批判は痛烈を極める。「眼は書籍に富」（⑯350）んではいるが、「書籍上ノ修養ハ車上ノ花見ナリ。生活上、仕事上ノ修養ハ手ヅカラ花ヲ造ル人ナリ。花ヲ作ルコトヲシラズシテ花ヲ見ルモノハ、机上の熟練ノミ。花ヲ造クルコトヲシリ、合セテ花ヲ見ルノ入ト、其樂ミノ厚薄如何。花ノ深味ヲシラズ、花ノ心ヲモシラズシテ、花ヲ見ルハ虚ナリ。何ンノタメニ花見ルカノ疑問アリ。之ニ異り、花ヲ作ルモノハ、形見ザルモ心ニ見ルナリ」（⑫403以下）。足尾鉛毒事件にかかわった学者もまた、例外ではない。その調査会も銅山を弁護するばかりであって、「公平ニ学術上の調を為したる点ハ誠少々なり。……此くの如く机上ニおゐていかに弁護弁解を加い、いかに被害民を苦しめたりとて、弁護ハ机上の事ニして実施ハ即ち亡びたり。……いかにして此富有の天地を貧困の地獄ニ陥し入れしか。茲ニ至て知者学者の弁論弁解ハ一時の目前ニ止まる浅薄の知識ニ外ならざるか。語ニ曰ク、心慈ニあらざれば見れども見へず、きけどもきこいず、食すれども其味をしらずと。今の学者ハ概此類なり。見る目あり、きく耳あり、食ふ口ちあり、むしろ無学の人々より多くの耳口目を持ちながら、心ニ誠実なく、心に夫心なく信念なく、良心を切り売りして知識を切売りして」（⑯510以下）さまざまの荒廃を齎らす結果となっている。憐れむべきは、「今の腐学者」（⑯350）である、と叫ぶ。

(5) 山上の垂訓（説教）マタイ5：1～7：29

この箇所は、新約聖書の中でイエスの言葉が最も多くまとめられていて、イエスの、そしてキリスト教の中核的教訓の集大成のように理解され、「黄金律」とさえいわれている。田中自

身の受け取り方も大体において、その線に従つておる、全般に渡つてこの箇所の頻度はかなり高いといわなければならない。彼自身これを次の様な形でまとめてゐるのである。「一、貧しきもの、空なれば他なし。二、哀むもの、三、柔軟なもの、神に接して居るため物に合す。四、飢カワク如ク義ヲ慕フ。五、恤みあるもの、湯ニ水、水ニ湯。六、清きもの、白きもの、七、和ラギヲ求ムル。八、正しき事のためにせめらるゝものハ幸なり」(13383, 398)。

「奸淫スルナカレ、殺スナカレ、盜ムナカレ、偽リノ証ヲ立ルナカレ、貪ルナカレト云ヘル、此外尚誠メアルトモ、己レノ如ク爾の隣リヲ愛スペシト云ル言葉ノ内ニコモリタリ」(12552)。「キリスト曰く、汝ぢ左の目汝ぢを汚さんとせバ先ヅ其目ヲ抜きて捨てよ、とあり」(134)。「聖書ニ人汝ぢの左りのほをたたくものあらば、右のほをもめぐらしてうたせよとあり、浅薄の士ハ之を笑ふけれども、凡左をうたるゝものハ右もうたるゝなり。必ずしも左りのみニ止まらず、然るを我より右をもうちたまいと擲てバ、左りのみニテ或ハ止まらん。下着を取らんとするものニハ表着をも与へよとハ誠ニ道理なり。一里を負せバ二里行けも亦同じ」(12120)。和田洋一<sup>9)</sup>は、「心機一転」説の根拠を木下尚江編「田中正造之生涯」中の「海陸軍全廃」という見出しの短文に求め、その内実は「軍備不可の確信を指」す、と結論づけている。この事は、なお次の様な田中自身の日記が証明してくれるであろう。「世界海陸軍備全廃論ハ、正造神ノ接理ニヨリテ去ル三十五年入獄四十一日ニ及ベリ。此時聖書ヲ通読スルノトキ軍備ノ不可ナルヲ確信シテヨリ、静岡、東京、栃木一府二県中ニ於テ五回ニ及ンデ同一ノ確信を演ベタリ（明治三十六七より四十一年に及）」(13452)とあり、木下、安部磯雄、福田英子らに宛てた葉書は、これを更に確信させるものであろう。曰く、「昨御讀ミきけの右ノホ一左りのホウ云々ヲ嘲笑せる其言下ニ曰ク、キリストよりも愚ナリトアリ。是聞捨ナラヌケレドモ、亦度外視セバ可ナランカ。只憐ムベキカナ。決して争フノ必要

ハナイ。教ヘノ必用アレドモ異端ヲ脩ム。之亦害ノミ。暫ラク放棄シテ自覺ノ時ヲ待ツノミ。抑非戦論ハ何ンノ心ヨリ怒号セシカ。愛ノ大ナルモノナラズヤ。タトヘバ海陸軍ノ全廃、軍備ヲ旧ノ敵国ニ与ヘテ敵国ノ半化ヲ保護セントス。嗚呼、予等ノ愚直ニシテ已ニ此心アリ。但シ予等ノ心ニアラズ。神の教へのまゝをそのまゝニせるのみ。あとけなきおのが心をたどりツツ、神の教のまゝをそのまゝニテ候」(17No.2699)と。明治41年4月11日の事であった。

同じく和田洋一によれば<sup>10)</sup>、出獄の翌年の明治36年から41年までの間、田中が軍備全廃を叫んだのは五回に及んだ、といわれる。

幸徳秋水、堺利彦、内村鑑三らが、その非戦論の故に万朝報社を退いたのも明治36年であった。この年、田中は三宅雪嶺宛て親展に「尚万朝報社三氏の御退社ハ主義上の事トシテハ近年珍敷御進退ニ奉存候」(16No.1472)と書き、石川半山宛親展にも「三氏の御勇退、感泣の外無之候得共、三氏の御身上差向御困りならん事と、社としてハ惜むべき次第にて候」(同、No.1480)と書き、その関心の深さ同情とを示している事を附け加えねばならない。断乎、ロシアを打つべし、という圧倒的な世論の高まりの中で、非戦論から無戦論<sup>11)</sup>を唱える事は、並の事ではなかった、と思われる。ここには明らかに、右、左の頬に関するチャレンジングな聖書の言葉を介在せしめると同時に、当時知られるようになっていたトルストイ主義とも絡みながら、田中をして徹底的な無抵抗主義へと向かわせるに到った、といってよいであろう。

「キリストノ神ハ、ヨキモノニモアシキモノニモ幸ヘセリト云ッテ見ヨ」(マタイ5：45)(11442)は、人生の幸・不幸が必ずしも、その人自身の善・惡の行為にかかわらないこと、つまり常識的、世間的知恵としての、勸善懲惡因果応報思想の否定ともとれる理解を示すものであろう。

「汝の敵を愛せよ。敵を愛するものハ大いな

り」(⑫331) はマタイ 5：44 を示す。しかも次の様な言辞は彼自身の独特な解釈を表わす。「……キリスト曰ク、汝ぢの敵を愛せよと。之れ至仁の言なり。即ち愛ハよく其性質をしりて而して后ち之を愛するなり。漠然之を愛するにあらず。よく悪をしり、よく善をしる。憎むとハ他人の悪事を憎むのみならず、悪事其物の性質を憎。三人行く、其内必ず一人我師ありと。其善は之ニ従ひ、其惡ハ自ら見て改む。其改むるハ汝ぢの心ニある。我れニも彼の人の如き悪事ありや否と顧みるなり。故ニ汝ぢの敵を愛せよとハ他を見るのみの故ニあらずして、其意を内外ニ用ゆ。其心を我れと他人ニ用ゆるなり。(而も世人ハ往々他人の悪を憎むの一方ニのみ解するもの多し)。故ニ此人ニより見れば、汝ぢの敵を愛する語ハ広くして行へがたきよふニ誤解せり。偏ニ他人より来る敵ニのみに用るとせば、聖人と雖も悉く敵を愛する事ハ出来ぬ。出来ぬのみか、凡天地間ニかかる道理あるべからざるものなり。よく其惡をしりて其惡を憎み、而して之を救ふの順序なかるべからざるなり。予正造未だ徳薄く、愛の区域ニに入る能わざる事甚だ多し。今ニして漸くして惡を憎むの程度にて候。之より進んで其惡を憎む所以のものハ即ち愛するの順序なるを、其茲ニ至らん事を希ふ」(⑯No.2590)。

これを書いた明治 40 年の初頭 1 月 26 日に、内閣が出した谷中村に対する土地収用法適用認定公告をめぐって、それを止むを得ないものと戦線から離脱する者、谷中から退去する者、補償金の受領拒絶する者、断固として残留を主張する者など様々の対応と混乱が続いていた。これに対して、県は残留民に強制施行の戒告書を手交したが、彼らはこれに応ずる気配を見せなかった。県は 6 月 22 日再度戒告書を手交したが、一週間後の 6 月 29 日から、残留民の家屋 16 戸の強制破壊の拳に出たのである。

田中はこの現場に終始立ち合い、その悲惨とともに、彼自身今迄気づかなかつた村民たちの本来自然したたかさを十分に味わう機会となつた事も見逃せない。林竹二のいう「谷中学<sup>12)</sup>」

の一端である。

「キリストハ宝を天ニ收めよと。宝らのある処ニハ心も亦存すればなり」(マタイ 6：20, 21) (⑬429)。同日、ある窃盗の話しをして、「心を専らにせバ自然と通を得る、金玉のあり所をもさとり得る云々」とノートに録している。

巣鴨の神聖舎で新井奥邃から教えられたのは、「心ニ二ツの主人ありてハいけぬ。之れ聖書、二ノ主に仕ふべからず(マタイ 6：24) とあり。日本古来の諺ニ、賢人二君ニ仕へずと云ふに同じ」(⑫317) という事であった。

田中が晩年に至って到達したと思われる理想は「今日ハ今日主義」ともいいくものであった。竹内良知<sup>13)</sup>は、これこそ田中の生涯を貫ぬく根本的態度であり、それは『現在の現実から目を逸らさず、そこに徹して、その課題の解決のために全力をあげて戦い、「明日の考ヲ以テ今日ヲ等閑ニ」しない、ということである』、と解説している。

この様な田中の知見は、天の配剤に対する断固とした確信以外から出て来るものではないであろう。「野の花」(マタイ 6：28)への言及(⑪430) や「人は一日の業を以て足れりとハキリストの教えなり。もしそれ明日を図れば借金を要するにも到るべし。借金の多くハ前途の望みより来る。一日の業を以て充てば、借財の必用なし。之神に入るの道なり」(⑬74)，と語る時、田中の脳裡にあったのは、「明日のことと思ひ煩ふな、明日は明日みづから思ひ煩はん。一日の苦労は一日にて足れり」(マタイ 6：34) というイエスの言葉であったであろう事は、想像に難くない。

「なんぢら人を審くな」(マタイ 7：1) に対する田中の反応は、「誠ニ捌くなかれの一語ハ以てキリストノ全部ヲ掩フ浩大無極ならん」(⑯No.4777) と断するものであった。宛名不詳者がこれを「高尚のもの」と解釈したが、「いよいよ至妙に考付申候」ところ、自身も「高妙に了解」するに到り、小事だと思っていたが、「非常の大問題」である事に気付くに到

った、という。そしてこの事をめぐって面会の上で、じっくりと話し合いたいものである、と願望するのであった。

「狭き門より入れ……」(マタイ7：13)

また、昔、往来の不如意な道があった。その道は山沿いの、海の辺に沿った狭く、危険な道であった。人はこれを名付け「親しらず子しらず」と云った。ここを通らなければ、目的の地には到達出来ない。従ってこれが常道であった。しかしさしく「常道必ずしも危道なしとせず。正道必ずしも平坦ならず。正道却て危道を踏まざるべからず」。「人もし教に入るの門狭しとして、門ニ来りて帰らバ、いづれの日か天国ニ入るの道に出ん。……第一、狭しとおもふハ、我心の未だ其形ちの大なるためなり。それ心なるハ無形ニして形なし。……色も香もなし、……然れども凡庸人の心ハ淡ならずして色香あり、濁りあり。其形のために動くものハ未だ心が心の本然ニ帰せず。……恰も種々雑多の荷物を負ふて細き狭き門を入れんとするものニ似たり。其身体ハ入らんと欲するも、荷物のために妨げられて門ニ入る能わず。此人と此門ニ入る能わざるを以て此門狭しと云ハゞ、是誤りの大なるものなり」、といい、更に翌日にも「先ヅ入るべし。万事をすて、先ヅ入るべし」と続けてノートしている。彼はそれを儒教の語としての「精神一到何事不成」と同義だとし、「実行」の大切さを訴えている(⑪332以下)。これは明らかに、マタイ7：13の「狭き門より入れ」の解釈であろう。こゝでは明らかに修行としての易行道ではなく、難行道が想定されている、と理解してさしつかえなかろう。

(6) 「狐は穴あり、空の鳥は塘あり、されど人の子は枕する所なし」(マタイ8：20)

明治45年は、7月30日に明治天皇が亡くなり、大正と改元された。田中が亡くなるおよそ一年前の事であった。谷中残留民がその生活のために止むを得ず着手した麦取畠畔修築工事に栃木県は中止命令を発し、思川出水と相まって、その工事も流失してしまうという悲惨が起った

(3月8日)。残留民は「不服御届書」を4月28日、10月12日の二度にわたって栃木県知事に提出したが、許すどころか、残留民の二人を河川法違反容疑で召喚する、という挙に出たのである。この二人に対する判決は、罰金20円というものであった(10月25日)。彼らは控訴したが、棄却され(11月22日)、東京控訴院へ上告したが再び棄却され、罰金刑が確定する事となった(大正2年(1913)1月24日)。この日の公判に出席しようとした田中は「牽制のため出京出来ず」(⑩No.4450)という事態であった。

この間にしたためられたノートは悲哀に満ちている。「亡びるの時ハ亡す人及亡びる民、ともに亡びをよろこぶ」、「亡びる会社ハ亡びる。而も尚我を亡すものをよろこぶ。水ニおぼるゝもの、おぼれて尚且ツ水を出すものを弁護す」(9月20日、⑬337)。解説は不要であろう。

田中は様々な中傷と非難の中で動かざるを得なかったであろう。彼の名を騙り、寄附と称して金品を取る者も後を絶たなかった。これらも田中の耳に直接、間接に伝わったものもあった。金品を奪わんとして人に近づき、それが成功しない時には、田中を讒諆するという具合であった。32年の昔の事が今にして思い当るのである。「今日ハ此くの如き悪魔ハ更幾千万の多きニ到りしや。到る処惡魔ニあらざれば無神脛のみ。離間を用ゆるの必用すらなかるべきニ、離間中傷ハいよ～流行す。キリストの曰く、狐に穴あり、鳥ニハすあり、人の子ハ枕らする処なしと。嗚呼」(⑬338)。運動には裏切りがつきまとうものなのであろうか。そういえばキリストも第一の弟子をもって自他ともに任じていたペテロがそうであり、イスカリオテのユダも……。結局、キリストは誰にも理解されなかつたのではないか。聖書もこの事実を隠さずに伝えているではないか。田中はいう、「聖書ハツンボの耳をへて綴りたるの書なり。茲ニツンボの人と談話する人、必ず用点のみをのべつげて、言葉以外の趣味ニ到らざるを常とす。聖書ハツンボの耳を借りて伝へ来るはなしの如シ。

聞くもの深く味ふてはじめて真ニに入るべしといいども、キリストの門弟未だキリストノ説をきくの耳あるもの稀れなり。偶ありと雖、キリストより見ればツンボの人の如シ」（同上）。ここには聖書を絶対視しようとする態度は見られず、リベラリスト田中の面目が躍如としているではないか。

(7) 「我に従へ、死にたる者にその死にたる者を葬らせよ」（マタイ 8：22）

単に、死人ばかりを扱う仏教を葬式仏教として非難するのは、田中の真情から出ていると思われる。彼は島田に次の様にも語っている。「世人は、よく仏教とヤソ教の比較を言います。私は仏教の教義は誠に良いが、あまりに難しいのと、今の仏教を奉じている僧侶が死人を扱うばかりに墮ちてしまったために、ややもすれば軽視されがちです。これに反し、ヤソ教の教えは分かりやすく何人にも理解できると同時に、斯道に立つ人も皆、積極的に社会事業をやるので評判がよく、私もまたキリスト教の教えを真理と確信するものです<sup>14)</sup>」。

これを文字通り解する事は、危険であるし実際を反映しているとは思えない。多くの仏教者もまた、田中の運動に理解と協力を惜しまなかつたし、「キリスト教の教えを真理と確信する」とはいっても、以上見て来た所からもすでに明白な様に、必ずしも伝統的なキリスト教の教理やドグマの理解と軌を一にしているわけではない。真に究明されなければならないのは、彼自身の確信している内実である。

とはいえる、「世の壯嚴華美の葬式を行ふものハ閑散、奢侈、驕慢、虚偽の礼式なり」と断じ、「船中ニ死するものあれバ海ニ投葬シ、遠方ニ死するものハ必ず火葬して其骨のみを郷里に持帰る。必要事実此くの如シ」、といい、「キリスト又賜く、死せるものハ死したるものともらふべしと。以て虚偽の礼容をいましめたり」（@333）と結ぶ時、既成の仏教に対する批判は厳しいものがあったことは事実である。

(8) 「新しき酒は、新たなる皮袋に」（マタイ 9：17）

「古るき袋ろに新しき酒に入る、なけれとハ主より教らるゝ処なり。予老へて古るし。古るき袋なり。新たなる教ニ研かんとせバ古るき一切をすて、学ばざるべからず。然るに其古るきをすてるニ苦痛あり。苦痛ありとて之れを伐つても捨てざれば新しき教をうくる道ちニあらず、法ニあらず。徒学のみならず古るきも又役ニ立・ぬものとなりぬ。憤發して古るきをすて、新たなる道ちをきゝて可然」（@45）。皮袋は、人の身体であり（@194）、酒によっても、この身体は破れるのであるから、禁酒をこそ実践すべきである（⑤430）。事実、彼は禁酒会の忠実なメンバーであった。

(9) 「群衆を見て、その牧ふ者なき羊のごとく悩み、且つたふるるを甚く憫み」（マタイ 9：36）

幸徳秋水らのいわゆる「大逆事件」に対して、死刑判決が下され、その執行がおよそ一週間後という手早い処理がなされたのは、明治44年1月末の事であった。幸徳らいわゆる主義者たちは、総じて田中らの運動に対して冷淡ではあった。とはいえる、田中の「主義」に対する評価は、かなり積極的であった事は否定出来ない。主義者たちの間に途中からの分裂という実態が存在していたにせよ、田中の運動に対して最後まで協力を惜しまなかったのは、福田英子や石川三四郎らの「主義者」であった。しかも、我々がここで記憶すべきは、田中の天皇直訴事件に当って、その直訴状の案文を書いたのは紛れもなく幸徳秋水であったことである。後日、その不当をなじった木下尚江に対して、「僕だって厭だ、しかしあの疲れた老人の姿を見ては、振り切ることができないじゃないか<sup>15)</sup>」、と応答したという。それは幸徳秋水の田中の行動に対する不本意を示しながらも、田中への偽らざる真情の発露と受け取る事は許されよう。（勿論、この事件そのものの評価は別としてあるが）。

「聖書に飼ふものなき綿羊の如しとは誠に憐れの話なり」（@256），と語ったのは、この「大逆事件」の処理が終っておよそ半年後の6

月 20 日であった。しかもこの様な悲しい言語は、次のような理解（日本人と政府に対する）と事実認識の上に立言されているのである。「家畜的獵犬的鷦鷯的日本国民を製造して日本国の安全を図らんとするを見る。此家畜を飼ふものは誰れとするか。政府も亦国民なり。上下皆家畜たらざるなし。然らば畜ふものも亦家畜にして、真に之れを飼ふものはなきなり」（同上）。この様な情況の中でなし得る事は何か。そしてその中でリーダーたること、それはどういう事か。70 歳に達した彼の脳裡の中に何が浮かんでいたのであろうか。これを語ったイエスを思いながら、どう反芻したであろうか。己れ自らがキリストたることであったろうか。

(10) 「旅の裏も、二枚の下衣も、鞋も、杖ももつな」（マタイ 10：10）

43 年 7 月 3 日の日記に、足利からの帰途の車中、服が薄く寒さを感じたが、荷物もあり、たまたま雨も降ってきたので三里程そのまま強行する事になった。結果「終ニ風を引く。キリスト曰く、杖一本ノ外何物をも持つべからず。二枚の服をきるなかれと」（⑪420, ⑬527）釈明する。

彼の生活は文字通り、東奔西走、居所不定であった。上、下にかかわらず着がえも持たず、与えられれば、それに着がえて、脱いだものはそこに置いていくというものであったらしい。それがまたしらみの巣というものであった。巣鴨の新井奥邃を訪ねると、直ちに風呂に案内され、着がえさせられた。その風呂も彼一人だけで流されてしまう、ということであった。そして彼は例えば次の様に記す。「久々にて新井奥邃を訪ねて泊す。厄介となる。安眠す。殆んど深山に寝たる如し。清風静かに、身辺和らかに神心清きを感じ」（⑫256）。彼にとって新井の謙和館は、師との語らいと相まって身心ともなるオアシスであった。「我からだ這へつる虱よく見れバ、かれも造化の手足なるらん」。明治 36 年（1903）5 月 11 日に詠んだ田中の歌である。

島田宗三は、「事実、翁は常に木綿の服で通

し、臨終の蒲団すら、有志から贈られたメリソス製品を使用されなかった<sup>16)</sup>」と伝える。

(11) 「我なんぢらを遣すは、羊を豺狼のなかに入るるが如し。この故に蛇のごとく慧く、鳩のごとく素直なれ」（マタイ 10：16）

これは通常、イエスが弟子たちを伝道旅行に派遣するに当って与えた祝福・激励の言葉と解されている。紛れもなく、ここにはイエスの現状認識、つまり行くべき世界、社会は群をなす狼が待ち構えており、危険と暴虐が満ち満ちている。それ故にこそ、そこで働く者に求められるものは、蛇のような冷徹な賢明さと、鳩のような純真さである。実はここで使われている蛇のような *φρόνιμος* という言葉は *φρονεῖν* に由来するものであって、様々な訳が可能である。分別ある、わけ知りの、賢い、思慮深い、慎重な、用心深い、利口な等々である。また鳩のような *ἀκέραιος* とは混じり気のない、純真な、素直な、従順な、無邪氣な、やさしい等々を意味する言葉である。（なおここで付言すれば、*ἀπλοῦς* = 単純な、単一な、純一な、ひとじな、一途な、素朴な等々を意味する言葉を当てている写本 D の存在である）。

田中は、明治 43 年 12 月 30 日の日記を、世襲財産的宗教の革新の構想を語ることを以て始めている。そしてその後「悔へ改めざる仏教徒」と題する短文をものしている。それに依れば、東洋の現在の堕落状態は、宗教の力の弱きが故である。しかしその強弱は、進取の気象の多少に関わるのであって、仏教の消極性故に、キリストを信ずる西洋の進取貫徹信仰（十字架に至る）に敗残してしまったのである。日本は「其形ニ顕ル処ノミ西洋ヲ信ジテ原因ヲ学バズ。結果ヲ学ンデ根本ヲ学バズ。心ニ弱キヲ学ンデ形ニ強キヲ学ブモノナリ。之レ日本今日のメツレツタル所以ナリ」、と云う。和魂洋才、脱亜入欧の批判と読み取れよう。そして「キリスト曰ク、表ハハト鳥リの如クヤサシク羊ノ如ク穏カナレ、心ハ蛇ビノ如クカシコケレ、ト賜ヘシ如ク、人ハ礼ヲ以テ人ニ対シ、神ヲ敬ス形容穩ナリ。心神ニ從フ、神ノ見ル処ニ恥ヂズ。一

室ノ内ニ独リ神ヲ信ズ。心已ニ神ニ合ス。強キコト之レヨリ強キハナシ。日本今之ニ反ス。悔ヘヲ改メザレバ亡ブ。仏教ノ徒之ヲシラザルニアラズシテ之ヲ改メズ。……然レドモ亦東洋諸国表面羊の如くはとの如し。只心を蛇びの如くせバキリストの教への如くなり、表面形の弱さのみを見て以て悔らバ、又大いなる誤りならずや。支那、孔子の教への弊ニ流れて形容礼節厚し。曰く謙讓、日日三省我身。形の穩なるはとの如し、羊の如し。而して内容亦形の如きニ到れり。すべて造れる礼容ハ大弊ニ陥る。キリストノ此教ハ反対地ニ踏ミ込ムトキノ臨機ノ心得ニ過ギズ」(⑪601以下)。西洋のキリスト教を背景とした植民地主義とそれに席捲される東洋の現実への彼の歴史意識はまことに鮮明である。

(12) 「わが母とは誰ぞ。わが兄弟とは誰ぞ」(マタイ 12：48)

イエスの両親・兄弟など家族関係について知り得る史料は、極めてわずかで(参照マルコ6：1以下、マタイ 13：54以下、ルカ 4：16以下)決定的な事は何もいえないのが実状なのである。女性の名前としてのマリアも、極く一般的、平凡なものであり、従ってイエスの母マリアなる実像を描く事は事実上不可能なのである。カトリックの「聖母マリア」なる特別な崇拜は、何ら聖書的根拠を持つものではなく、ましてそのドグマとしての「無原罪説」は1854年に、「聖母被昇天説」は1950年に確定されたものに過ぎない<sup>17)</sup>。生殖の地母神信仰、母性崇拜のキリスト教への応用、転用である事は明白である。

田中は明治44年(1911年)、70歳という高齢にもかかわらず、栃木・群馬両県の諸河川の調査に余念がなかった。3月23日に到り、七年間執ように続けられていた田中に対する巡回尾行が中止される、という通知を受けとる(⑫96)。しかし、この年5月9日～5月21日のノート(⑫181以下)によると、5月12日には、「皇太子殿下ノ来ラル、トテ御厨警察部ハ田中正造ニ退去ヲ要求ス」とあり、依然として、要注意人物、危険人物としての取扱いを受けてい

る事が判然とする。そのような中でも、彼に信頼を寄せ、協力する者多数集まり、賑やかな集会が持たれる。村役場がその教場となるといった具合である。そこで彼は、四海皆兄弟、社会皆兄弟と感得し、しかも次の様な注目すべき言葉を残している。「人ハ万物中ニ生育せるものなり。人類のみとおもふハ過りなり。況んや我独りとおもふハ過りの大へなるものなり」。そして更に、「我と道を同ふするものハ即我父我兄弟なり。たとへ血を同ふするとも道ち同じからざれば我父母ニあらず、我兄弟ニあらず」と。ここには極めて今日的意味を読み取る事が可能であり、環境倫理学ともいるべきものの先取的言辞や人類のグローバルな生き方をも提起するものと理解出来るであろう。少くともこゝには、人間を「万物の靈長」とするといった思い上りはない。

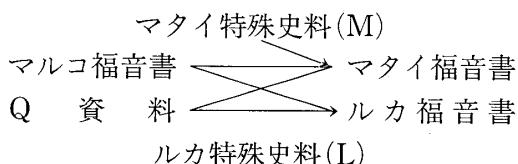
(13) 「種まきの譬」(マタイ 13：1以下)

譬をどのように解釈するかは、多くの困難をともなうものである。それを語る人とそれ聞く者との主体的、客観的状況はいう迄もなく、それらを包括する大状況への顧慮は必要不可欠である。言葉というものの本来持っている「具体的状況」の把握は、その理解と解釈にとって無視出来るものではない。語る者としての主体は、己が置かれた客觀との関わりにおいて語るのであって、たとえ相手が眼前に存在していないとも、言葉は空虚へ向って発せられる事はないのである。

譬話においては、殊の外この事が注目されなければならない。福音書の成立を顧慮する時、イエスが語り、それを現実に聞いた人(びと)が存在し、理解し、記憶にとどめる。それを伝える、(口伝としての伝承)、時代に従って文書化がなされる。じかもそれは単一ではなくて、複数での存在が予想される。何故なら、理解も解釈も多様性を想定するのが当然だからである。福音書は、実はこの多様な文書からの取捨選択によって形成されたものである。

今日の新約聖書学の常識に従えば、福音書の原型としてのマルコ福音書が作られそれを大枠

として更にイエスの言葉集（便宜上、Qと呼ばれる）を共通の史料とし、それぞれの特殊史料を加えつつ、マタイ、ルカの福音書が編集されるに到ったのである。これを図示すれば次の如くである。



編集者が単数か複数かも判然としないが、編集作業には、何れにせよ、それなりの方針意図があるのは当然である。時代の移行経過や変遷と共に、歴史的、具体的状況は忘れ去られそれと共に、自らが置かれた時代的状況が前面に出るようになり、それを強力に反映するようになるのも止むを得ない事である。歴史の現在化である。解釈に対する解釈もまた必然である。一つの出来事、一つの言葉に対しても同様である。解釈者が自らの解釈の決定を下せないままに推移する事さえ考えられる。

この「種まきの譬話」はその典型である。様々な解釈の混在である。譬の用途、目的、結果、意味、しかもその対象すら、群衆と弟子たちとに別れているのである。

たゞし、田中の解釈は明解である。田中は自らの活動を伝道と名付けながら、訪問や演説によって金銭を得る事が多かった。これは「只正しき弱きものノ身方ほしさと、一方ニ伝道ハ兼ねて熱心したに外ならぬ」のであって、「然れどもありがたき聖書の教ニも、悪しき土ニハよき種まきても生ぜぬとのたとい、……イカニモ解し得て候。畢竟生ハ惡魔泥棒の多い方向ニ進撃を好めるへきあり。かの泥棒の巣窟及其同志及其近所ニ向って泥棒除けの祈りをもなすので、無功の多いのも自然でしょう。此極端なる、解せぬも無理なし。同志の逃げ去るも道理です。よき土とハ正敷弱き労働人民の方面ニあり。今よりハ此よき土の方面ニ尽して、悪土の泥棒の威し且つ捕へて改めさせると、弱きものを助くるの一方ニいたします。是れ常人の義侠ハもとより神・愛なるものに遠く及ばざるを自覚いた

し候。深くハ考へざる、其何んと候」(17No. 2773)。寄附や金銭の集まりの不如意はともかく、離反して行く同志に対する同情と、哀惜、そしてこの事に関する自省をしたためるのであった。

(14) 「五つのパン」の奇蹟物語 (マタイ 14：13 以下)

田中はイエスの事蹟（行動）を取り上げる事を余りしていない。この物語への言及は、一つには恐らく、谷中残留民に援助を惜しまなかつた水野なる人物への礼状をめぐるものである。「五ツノパンハ神秘なり。一葉（引用者註：札状）ハ四百五十戸。活きる基、神の事ハ真理なり。五ツも一万人にせるも自由なり。タトヘバ五千人分のパンアレドモ、与ヘザレバ一人の腹するニ足らず。五千人ニ五千人分のパンアリトモ許シナケレバ食スルヲ得ず。真理は帰一」(11218 頁) とある。

他は、大正2年(1913)3月13日のこと、東京で渡辺政太郎方に宿泊したおり、能登の人から、「骨董屋の詐欺的行為と僧侶の金銭取立てを信者にせまりし言葉を」聞かされた。想い出してみると、田中にも旅籠屋に泊ったおり奢侈的生活をし、一泊五拾銭という普通生活費の三倍を支払った事がある。「日本最高等ニ到らずとも中流以上の奢侈生活の食料ハ一食金五円位の人の中に多しと。之を下級民の一日食料金三銭より四銭位ニ比せバ奈何。高等奢侈ハ最下等の五百倍の食ヲムサボル。五百人分ノパンヲ一人ニテ食フト同じ。キリスト或ル会場ニアタル野原ノ聴衆及信者の五千人ニ、五ツノパント五つノ魚ヲ分ケ与ヘタリトアルハ、右五百人分ノ食料ヲ一人ニテ食フニ反対セルモノナリ。疑フベキニアラズ。而モ信仰薄キモノハ、キリストノ奇行ヲ怪メリ。理想ヨリセバ五百人分ノ食物ヲ一人ニテ食スルモノハ、此外ニ於テ尚怖シキ惡影響ヲ流セリ、何ソゾヤト云ハバ、凡五百人ノ食ヲ一人ニテ食フモノハ、五百人ノ食ヲ奪フ道理ニテ五百人ハ飢ルナリ。一日三回五百人ヲ飢スモノナレバ、数十日の後チニハ五百人を餓死セシムルコトハナレリ。語ニ曰ク、一

人貪慾貪戻ナレバ一國乱ヲ作スト。誠ナルカナ」と書き、そういえば三年程前、日暮里の逸見斧吉の家で、安部磯雄から聞いた事があったが、「……今ニシテ尚此言ノ理ヲ解シ疑ヘナキニ到レリ。キリストは教化ノ方法ニ於テ然ルモノ多シ、化の善化、善化ノ神速神明ナルモノナリ。恰モ光線ノ熱ニ染ミ又ハ雨露ニ万物ウルオ一如ケシ」(13430以下)と結んでいる。

(15) 「口に入るものは人を汚さず」(マタイ15：11)

「キリストの言葉に口ちより入るものは問ふものに付ての答なり。問ふものあまりに愚なる間、痴なる無必要の間に對して、最も近き分り易き答へをなせしものなり。夫れ口ちより入るものは人に害なしと云へしなり」。これに付け加えての田中の言葉は、誠に妙である。曰く「未だ之目より入るもの、耳より入るものは害なしとは云はざるなり」(11290)と。まさに「聞く耳ある者は、聞くべし」である。

明治44年4月18日の日記の文章もまたまことにユニークであり面白い。「口ちニ入りたるもの悉く身体の血ノ肉すべての養へ、すべての栄養、すべての生育の資となさんとせば、却て身体のすべてハ腐れ破るゝなり。其内の幾分をしらべ、きよめ、いら(選)み、取るハ取り、すつるハすつるを以て、正しきもの清きもののみ止まりて、血となり肉とも骨ともなるなり。世の我慾強きものハ口ちニ入るすべてを出だす事をしらず。ふんまでも出すを嫌ふなり。此くの如き人々多数とならんか、社会ハ腐れ、国家は亡びるなり」(12119頁)。

(16) 「この類は、祈りと断食とによらずば」(マタイ17：21)

ここで我々は、岡田虎二郎<sup>18)</sup>の存在に注目する必要にせまられる。

花村富士男<sup>19)</sup>によると、田中は明治43年岡田に師事するに到った木下尚江に紹介され、この岡田式静座法を修業する事となったのである。

田中自身の解説によると、当時この集まりは上野谷中楞伽山天眼寺から、日暮里の本行寺に場所を移して行われており(12332)、ベークマ

ンというドイツ人の教導による腹式呼吸で禅の臍下丹田ともいべきものである(12112)。参加者の質問に対する岡田の応答は次のようであった。「七情を和する目的なり。恰も音楽のしらべの如くするを目的とするにあり。病を治するものにあらず、自然に病も癒るに至らんとするのみ、其結果は万事に及び、万端の発展となるなり。医学、政治、教育、総べて改良の緒を開くなり。但し古人曾て論じてある事多し、今予は之れを総べてまとめて、其真理の一即ち一以て之を貫くにあり云々」(12238)。また曰く、「浮まんと欲せバ先ツ沈む事を学ぶべし。水を遊泳するもの丹田ニ氣を入れて、而してのち遊泳セバ浮む。もし丹田を虚のまゝニセバ頭重くして沈まん。之れと同じで、身を立てんとするものハ先沈むべし。沈む事をつとめバ浮バざらんとするも浮むなり」(12259)。

この健康法によって、田中は「神氣揚動の力」(1398)にあふれ、「七十の老軀、健康ヲ学ブハ、一に精神の健康ヲ学ブニアリ」と悟り、その結果「功ハ著シク、今ヤ一時間ノ演舌ニ疲労ナシ。音声減ゼズ。之レ自ラモ驚ク処ナリ」(12271)。これは酒の力を以てするのと違い、飲み過ぎもなく、酔いもない。「静座の道は過ぐるなし。之を耕作ニたとふ。酒は肥料なり。静座ハ耕作の方法なり。方法よろしきニ過ぐるなし。熟練せバせるほど上達し、肥料過ぐれバ倒るゝなり。倒るゝハ醉ふて斃るゝ同じ。されバ酒は禁ずして適度ニ用んか。曰く然り。然れども快樂を禁ずる能わざるを以て、むしろ酒を禁ず。肥料に異るハ此一点にあり」(13108)との偶感をも述べ、その尊敬の意を「キリスト岡田ノ写真」(12333)とさえ呼ぶに及んでいる。

田中の死因は、胃癌であった。その前兆は幾度となく現われ、入院も度々であった事は知られている。その彼にとって、「断食」もその効用の一つであった事は疑いない。田中はこの岡田式(田中は、岡田神呼吸と書いたり、静座法とか、健康(全)法とか、精神修養静座丹田呼吸の術とか様々に呼んでいる)によって、「飯一杯にても足らん事の思想」を身につけ、「空

腹の到るとき深き呼吸せば一時を償な」うという減食にも成功、遂に「断食」をも実行するに到る（⑬539以下）。ただし、「成否ハ未ダシナレドモ」とも付言することも忘れてはいない。

晩年の日記に、「予近来岡田氏の静座により万事の発展力を為せり。新井翁の聖書ニよりて日ニ三度省ルノ心ヲ失ハシメズ。逸見君ニよりて日新月歩ノ思ヘアリ。木下氏によりて旧套ヲ捨ツル尚弊履ノ如キヲ学ベリ」（⑬502、大正2年（1913）6月1日）とするす時、これら四人のそれぞれが田中に与えた影響の大きさ深さに対する感謝の表現と受取るべきであろう。

なお、ここで付言すれば、「このたぐいは祈と断食とによらずば云々」（マタイ17：21）は、写本上混乱があり、有力写本に欠如しているという理由の故に、疑問視され省略されたり、現行の新約聖書（日本語訳ばかりではない）のように、「」が付され、テキスト上問題があることを明確にしている。この理由はイエスの言動とその思想性を巡る判断と評価の混乱期を示すともいえよう。未だカオス状態から一種の結晶化へ脱却する過程にあり、ましてや古カトリック的思想的統一への途上時をも明らかにするものであろう。

イエスの言動は、反ユダヤ教を明確にしたものであった。とすれば、彼の言動は律法主義業績主義、倫理主義に対する挑発であり、アンチ・テーゼであった。だからこそ彼はユダヤ教からの断圧を受けたのであり、祭司階級のみならず、律法学者からの反発や非難を味あわなければならなかつたのである。別言すればそれはユダヤ教の指導層を形成していたサドカイ派やパリサイ派に共通していたイデオロギー（律法主義）に対する挑戦に他ならなかつた。その最終戦はイエスの「宮潔め<sup>20)</sup>」（マタイ21：12以下）といわれる事件である。ユダヤ教の神殿は、ユダヤ教の信仰、行政、経済の中核的存在であった。それに対する明らさまな攻撃を誰が許し得よう。挑発行為以外の何物でもない、とすれば十字架は、彼にとっていわば必然の成り行きであった。

福音書は、テーゼとしてのユダヤ教と、それに対置するイエスのアンチ・テーゼに満ちているのは当然の事なのであり、山上の説教として集約された箇所にも反復され、特に「祈り」や「断食」についてのイエスの言葉はこの点でも注目しなければならない。「断食」についていえば、イエスが「大食いで、酔っぱらい」（ἀνθρωπος φάγος καὶ οινοπότης）（マタイ11：19）と罵言を浴びせられた事実も、彼の言動が如何に異常なものと映つたかを明らかにしてくれるであろう。

このように見てくると、次の様に云う田中とイエスの思想の巨たりは誠に大きいといえるであろう。「人ニして最も強き力を得るハ何か。曰く、断食なり、断食より得たる力らなり。長き断食の力らハ深シ、短き断食の力らハ浅シ。断食して祈りせざるもの如きハ、未だ力らを得るのよしなきものなり」（⑬4～5）。修行主義の傾斜は深く、それ故に宗教と倫理との関係如何の問題が、われわれの前に置かれている、と受けとめる事が出来るであろう。

(17) 「富める者の天国に入るは難し……駱駝の針の孔を通るかた反って易し」（マタイ19：23、24）。

これを耳にしたイエスの弟子たちは、文字通りびっくり仰天し、打ちのめされて茫然自失の状態になったという。（ここで普通、「驚く」と訳される ἐκπλήσσομαι は、打ちのめす、自失させるという意味で、強い狼狽い、当惑と困惑の状態を示す言葉である。ルターは、ganz besturzen と訳している）。何故か？ それはユダヤ教のドグマからは夢想だに出来ない、余りにも異常な言葉であり、救いを求めてイエスの下に来た「富める青年」（マタイ19：16以下）と同様、人びとにとては、「つまずきの石」であった。しかし、田中にとてこれは「誠にありがたき確言なり。之れ誠に誠に神の言葉なり。争ふの必要なし」（⑭374）との断言であり、全面的な肯定である。

(18) 「されど多くの先なる者後に、後なる者先になるべし」（マタイ19：30）

田中はこれを精神修養の点から捕え、次のように云う。「キリスト曰ク、前なるもののちとなり、のちなるもの先きとなると。充てるも欠けれバのちとなり、充ちざるも欠けざれバ欠くるにまさる」(13:340)。勿論、これも解釈の自由である。

(19) 「されど終まで耐へしのぶ者は救はるべし」(マタイ 24: 13)

明治 42 年、68 歳の田中は、治水論を中心に方々で演説を重ね、渡良瀬川改修に対する反対運動を展開していた。8 月 5 日埼玉県の利島村の野中方に一泊し、股引襦袢の洗濯をしてもらっている。訪ねて来た人びとの対談が行われてそこで語った言葉が、「教に曰く、終りまで遂ぐるものは天の父の報を得んと。夫れ然り。人もし終りまで欺かるゝものは、終りまでさとらず」と彼独特の解説が続けられる。すでにして 30 年にも渡って欺かれ続けている鉱毒水害地方人民は、「尚之を覚るの知恵なし。之を何にたとへん。人にして無感覚のものは何を説くも耳に入らず、目にも入らず。目なき耳なきものには、いかに説くも無益なるが如し」との嘆き、同情と憐れみと失望の念の吐露であった。しかし彼は悲嘆で終る事はなかった。「然れども説くものの教るものは益のある所のみに向って説くにあらず。神は益する所を選んで照らさず、益ある所のみ雨降らず、瓦石の上河原の上にも雨降り、不毛砂漠にも月を照らされ賜れなり。神の目神の心は是れ等の小区別によりて愛憎褒貶を異にせず。只一帯に広く愛育せり」(11:292)と。神へのあくなき信頼を示しながら、なおも、「終りまで人に忍び能はざるを忍ぶもの、即ち天地と生命を同ふするものにして、其言行天地に以て其実行日月の如き、天に於ては畢りなきもの、人におへても終りなきものなり。神の如きものなり」(同 293)との自己確信を堅持する事を忘れてはいない(参照⑩No.4580)。

(20) 「なんちの剣をもとに收めよ。すべて剣をとる者は剣にて亡ぶるなり」(マタイ 26: 52)。

先述したように、田中は無戦論の強力な主張

者になった。トルストイから学ぶという、当時の状況を無視は出来ないであろうが、彼が聖書から学んだ最も重要な、印象深い言葉であったであろう。「教へて教へられ、強て教へハ、又強て教へらるるに至る。もし腕力以て干渉することあらんか。又必ず腕力以て報へらる。聖書に刃を以てせバ、刃を以て報へらると」(12:261)。教育も、言論も思想もまた自由でなければならない、というのが彼の主張である。

(21) 「われ神の宮を毀ち三日にて建て得べし」(マタイ 26: 61)

この言葉自体、史料的に見ると、混乱している。その原形であるマルコ福音書には「われは手にて造りたる此の宮を毀ち、手にて造らぬ他の宮を三日にて建つべし」(14: 59)、とある。共観福音書の一つであるルカ福音書はこれを欠如しているのである。

何れにせよ、マルコ・マタイはイエスの裁判に当って、イエスを様々の律法違反と瀆神罪によって起訴し、処断しようとするユダヤ教側の証人の証言として描いているのに対し、ヨハネ福音書では、「宮潔め」の時点でのイエスの言葉として用いながら、イエス自身を「神殿」とする特異な把握をしているのである(2: 19~21)。

勿論、イエスの裁判をめぐっての叙述は、マルコ福音書を基調としながらも、その福音書の性格的特徴、つまりマタイは主としてユダヤ人をその宣教の対象とする故に、旧約聖書を多用しながらユダヤ教への弁明と弁証にアクセントをおき、またルカにはローマを中心とし、ローマ帝国内に散在するユダヤ人以外のいわゆる異邦人を念頭におき、従ってローマ帝国との妥協、そしてその協力の下その政治権力との調和を図るという動機の存在を無視するわけにはいかないのである。だからこそ、イエスに対する処刑をめぐって、いまだに論争の余地を残すというアイマイさとなっているのである。その裁判上の手続きと方法、その権限、責任の所在等をめぐってである。ユダヤ教側の関わりと責任を言挙げすることは、今日迄取りもなおさず、反ユ

ダヤ主義の主張の温床として作用して来た<sup>21)</sup>のである。

田中が、このことを認識していたはずはない。ただあるのは、現在の形式化し巨大化した、そしてそれ故に空疎化し、堕落してしまっている宗教の改革と新しい創造であったに違いない。「手ヲ以テ造クレル宮ヲ毀チ、三日ノ間ニ手ヲ以テ造ラザル宮ヲ造ルベシ。キリストハ世界第一ノ大ナル宮ヲ造クレリ」(11)221)。

(22) 「エリ、エリ、レマ、サバクタニ、わが神、わが神、なんぞ我を見棄て給ひしとの意なり」(マタイ 27：46)

死の直前、十字架上のイエスの叫びとして有名である。この解釈もまた多義にわたる。旧約聖書詩篇 22 の初めの言葉であり、しかもそれはダビデが最後の救いと勝利に対する感謝を表白したものである故に、それは決して絶望ではなく、勝利の賛歌である、と通常は理解されて弁明される。

田中がこれを最初に引用しているのは、明治 36 年 (1903) 7 月であった (10) 464)。島田三郎が同年 5 月 28 日に議会に於て、行った足尾銅山鉱毒に関する質問演説に対して、6 月 3 日、政府は鉱毒調査委員会の調査報告書を発表し、谷中村瀧水池案が浮上することとなった。それは田中にとて「呆れたもの」(15)No.1387) でしかなかった。7 月 4 日の潮田千勢子の死去は、彼を更に甚だしく悲しませる出来事であった。彼女は、日本キリスト教婦人矯風会の創立者の一人、また会長として鉱毒被害に立ち向かう田中の最も良き理解者、協力者として、終止変わらなかった。「大恩人たる潮田千勢子様御病死」は「神に祭る」に値する、と考える田中であった (15)No.1400)。

また 9 月 23 日になると、自前で復旧工事中の谷中堤防が洪水によって流失するという悲惨を味わう。幸徳秋水、堺利彦、内村鑑三の万朝報退社という「悲ミニ不堪」(16)No.1472) の出来事が起ったのは同年 10 月であった。落胆の材料は重ねて起るものである。「我神、何ゾ我ヲステ賜フヤ」(10) 464) と、慨嘆せざるを得ないではないか。

明治 40 年 (1907) 6 月 29 日から一週間に渡って、谷中村残留民に対する強制破壊が施行されるに至った。8 月 25 日、荒畠寒村が「谷中村滅亡史」を刊行するが、即日発売禁止の憂き目にあう。田中は記す、「下野を沈澱池とす。組織的罪悪、谷中村は財産の全部収用、故に村を潰すは人を潰すなり。……神はよく人を容れ、又よく人を捨つ。何とて我を殺し賜ふやとは叫び得るものなし。肉の苦痛を叫ぶ、精神の苦痛にあらず。精神の苦痛は肉に病む。肉の苦痛、精神を痛む」(11)85, 86)。「キリストも死にのぞみて曰く、神よ神よ何とて我れをすて賜ふやと。之れ死を悲むニあらず。社会を悲みたるに過ぎず候」(16)No.2165)。

以下は、マタイ福音書外からのものである。

(23) 「人その友のために己の生命を棄つる、之より大いなる愛はなし」(ヨハネ 15：13)

明治 44 年 (1911) 7 月 21 日の日記には、前述の「キリスト岡田の写真」を（恐らく眺めながら）、岡田氏との出会いを待ち焦がれている様子が書かれ、「信仰ノ厚キ」を憶えているようである。しかもなお、「キリスト尚一層しなればならぬ。しれバ信す。信ゼバ厚し。厚ければ仰となる。信仰茲ニ備る」としるしながら、救世軍、山室軍平の「平民の福音」を十銭で、新約聖書を五銭で、その他パンフレット類を二十銭で買ったことをノートしている。ソクラテス、孟子、孔子、菅原道真等々を引き合いに出しながら、キリストの十字架に迄思考を巡らす。バプテスマのヨハネが捕えられ処刑されて後、公けの活動に入ったキリストは、すでにして十字架に付けられることを熟知していたが、それは神が知らせたからである。にも拘わらず、キリストが之から去らずに（逃れずに）、この災いに逢われたのは救世のためであり、「之れ神のキリストニ許す処なり。神ニして神ニ許す処なり。キリストニあらざれば許さざるなり」。田中はこう断言する理由を明確にはしていない

が、菅公やバプテスマのヨハネの死は、小事であり、何故かといえば、「神の許し賜へしものニあらず、人のゆるす処あるのみ」だからである。「キリスト神ニ能ハざるなり。愛スル子ヲ鞭つ。困難ハ神ノ愛、銀ヲトラカス。トラカシテ純白トス。……救ハシテ救フ。左レバキリストノ如クナルベシ。已ニ神ノ愛ヲウク。又何ソニ他ニ需ムルコトアランヤ。受クルヨリハ与フルハ幸ヘナリ（使徒行伝 20：35、福音書以外にわずかに残されているイエスの言葉「与ふるは、受くるよりも幸福なり」の引用か）。そして最後に「人其友ノタメニ生命ヲ棄ツ、之ヨリ大ナル愛ハナシ」と書き、「西郷の事跡、伊地知正ハルノコト、第二ニハ月照ノコト、第三私学校ノタメニ死ス」(12333～337)，と恐らくはキリストとの同じ死に方と捕えて称揚しているのである。このような理解が贖罪としての十字架のそれと直結し得るかは、疑問なきを得ない。

(24) 「凡ての人、上にある権威に服ふべし。そは神によらぬ権威なく、あらゆる権威は神によりて立てらる<sup>22)</sup>」（ローマ書 13：1）

このパウロの言葉が歴史上果して来た役割は極めて甚大である。それは古代中世の王権神授説にも似て、権力者にとっては、自己自身の権力の基盤として保身の根拠に他ならず、彼に逆らう者にとっては、排除や迫害・断圧の口実として作用するものであった。こうして政治と宗教は共働し、「正統と異端」の判別に断を下したり、時にはまた叙任権をめぐる同志討ちを演ずるなどの見苦しい争いをも惹起することもなった。この様にイデオロギーとしての強力さは歴史を貫通して、さまざまの自由を求めての長い、忍耐強い抵抗運動、異議申し立てとしてのさまざまな闘争を生み出し、幾多の尊い血が流されたことは記憶さるべきであろう。いわゆる信仰・宗教・信条・思想の自由など抵抗権をめぐる激しい戦いの歴史である。パウロはそのイデオロギーの役割を果したのである。勿論、これをパウロ個人にのみ帰することは公正を欠くであろうが、これは歴史的事実である。

田中が、この言葉を聞き知ったのは、明治

42年（1909）8月27日であり、それを語ったのは原田定助であったという（11306）。田中が再びこれをしるすのは、明治44年（1911）11月4日の事であった。そこでは山上の説教中にある様々な戒めが続けられ、「聞く処悉く信ズルナカレ。知ル処悉く云フナカレ。古人、酒入り来ルトキハ智出デザル。シマダ」と、録しているだけである。シマダは恐らく島田三郎と思われるが、この付言は微妙であるがどう解釈すればいいのか。様々な感想、思念（恐らくは、この言葉に対する否定的な多くの反応や疑念）が浮かんでは消えして、断定的な信念を披れきするには、躊躇せざるを得ない何か（主体的にも、客観的にも）存在していたのだろうか。それとも、明確な知見に到らなかったという事だけであろうか。

下野の百姓として、若くして名主となり、更に多くの名主たちのたばね役としての割元を父親から引継ぎ、小さいながら村の政治に直接責任を負う立場に、若い頃から立たされた田中であった。「栃鎮」とあだ名されながら自由奔放に悪と戦った栃木県会議員、そして議長としての活躍、自由民権運動との連帯。政党運動での働き、代議士としての政治への直接参加、そして辞職。鉱害運動における指導、その間の数度にわたる入獄等と、いわば彼は「政治」のプロとしてこの世界の裏も表も熟知していた、というべきであろう。その彼が、この言葉に出会った時の反応如何と思うのは当然であろう。しかし残念ながら田中が原田から聞いた時の恐らくは衝撃ともいべきものは、直截には伝わって来ない。日頃の冗舌ともいべき彼の語り口は、ゆったりとした、しかもあいまいともいいうべきものである。「人ニ強弱アリト云フコトヲ、人ノ弱キヲ笑ふなけれ。人ノ強キヲ妬むなけれ、弱キを排除し、強キを憎ミ恐れ妬まば、我身ハ何れの処に位置を立て、何人とともとせるか」(11306)。思い余った果ての嘆きだろうか、いかにも歯切れが悪過ぎるではないか。さらに、「一日十里を行くものあらバ我ハ之を二十里行かん。人二十里を行かバ、我ハ四十里を行ん

と」(同上 307) にいたっては、一種の敗北主義とも受け取られかねないものがあるだろう。

(25) 「汝等おのおの己のごとく其の妻を愛せよ。妻も亦その夫を敬ふべし」(エペソ書 5：33)

キリスト教の結婚式で、よく読まれる箇所である。田中が伝えるキリストの後のペテロの言葉としての、「妻を敬う事命ちの恵みを嗣ぐものの如くすべし」(⑪363) は、直接には、そのままの言葉としては見られない。夫に対する勧めは、「汝らおのおの己のごとく其の妻を愛せよ」(エペソ書 5：33) か、単に「その妻を愛せよ」(コロサイ書 3：19) である。ペテロ前書は、「夫たる者よ、汝らその妻を己より弱き器の如くし、知識にしたがひて偕に棲み、生命の恩恵を共に嗣ぐ者として之を貴べ、これ汝らの祈に妨害なからん為なり」(3：7) という。

田中の女性論は、別に論じる必要があり、それだけの価値があるように思えるが「貝原益軒先生の女大学夫ハ天の如しと。正造ハ曰く、婦モ亦天の如しです。正造も今より妻を天の如くいたします」と誓い、親鸞上人が奥殿ニも燈明を照らして拝礼したことをあげ、「夫モ仏ヶ婦モ仏け」という言葉も残している(⑪363)。事実、彼は男女同権を掲げ、「男権の弊」から齎らされる怖るべきことを、婦入たるものは退治すべきであり、単に婦人の矯風のみをもって解決し得るものではないことを見通してさえいるのである(⑪364)。まさに卓見である。

### III. おわりに

さて、こうして田中正造全集にあらわれている聖書の言葉の一つ一つの具体的検証を通して明らかになった事は何であろうか。いえる事は彼は幸か不幸か、教会・無教会とを問わず、様々のキリスト者の個人、グループに接し囲まれながら、何らの既成のドグマ(それは、勿論伝統的キリスト教の思想・信仰・信条をも含めて)にとらわれていない自由な境地を堅持していることである。彼が、キリスト教の演説会や伝道集会など、教会にも出入りした事は事実で

あるにしてもである。

彼が木下やその他の人達と討論を繰り返したことでも知られている。彼が好んだのは対話であったようである。独善に陥ることの危険を十分に知っていたように思われる。だからこそ、人びとの出合を喜び、それが不能の場合は、手紙によってという具合である。

われわれは、これ迄のところ、イエスとキリストとを併用し、何ら特記する所がなかった。しかしイエス・キリストという表現は、歴史上の一個人の單なる固有名詞ではなく、イエスをキリスト(ギリシャ語 *Xριστός* の音写である)、すなわちメシア(救世主)とする信仰、一つの解釈に基づく云い表わしなのである。しかし人々は、今日でもそれを余り意識せずにイエスとキリストとを交換可能と考え、いつでもそれを代替させてしまう。端的にいえば、以上から明らかなように、伝統的なキリスト教は、イエスをキリストとする信仰と告白の上に成り立つ宗教なのである。この事がとりもなおさずユダヤ教の聖書をいわば「古い契約」(旧約)として廃棄せしめ、イエスをキリストとする「新しい契約」(新約)によって、新約聖書を成立<sup>22)</sup>せしめた動機である。

そもそも新約聖書とは何であり、どのようにして成立したのか。大別して、イエスの伝記と考えられる「福音書」、弟子たちによる「伝道旅行記」(使徒行伝)、そして弟子たちが伝道した地域(ローマ書は例外だが)の教会や個人宛ての「手紙」(ヨハネ黙示録も含めて)の27巻から成り立つが、その内容を一言で云えば、イエスをキリスト(メシヤ=救世主)とする人々の告白と証言集である。プロパガンダを意図した一つの明確な傾向文書(Tendenz-literatur)なのである。これは正典としての成り立ちを見れば明らかである。そこでは信仰の規準(正典を意味するカノンは、元来規準を意味するギリシャ語 *κανών* に由来する)が確立され、それは内的にも、外的にも「使徒的であること」つまり、キリストを証言するものであり、実際には、初期カトリシズムによって、二世紀末に

成立した「古ローマ信条」（原行の「使徒信条」の原型を成す）に一致することが要請されたのである。

この規準は、正しく権威そのものであり、それに依って「正典」と「外典」もしくは、「偽典」とに様々な文書は選別されるに到り、結果的には「正統」と「異端」との峻別を齎らす事となった。ありていにいえば、先にドグマありき、というわけである。原始キリスト教、古カトリシズムはまだ混沌とした星雲状態から脱し切れなかったにもかかわらず、この未分化から結晶化へと押し進めたのは、コルプス・クリスティアヌムを意図する政治勢力との結託に基づく統合と絶対化の作業に他ならなかった。権威は、まさしく権力であった。教会と聖書との関係は、相互に補完するものとして「後なるものは先に、先なるものは後に」であり、鶏と卵とのそれにも相似するものであろう。しかし、われわれは今や著しく近代的批判的学問の洗礼を否応なく受けたものとして、教会と聖書、そしてキリスト教に対して、その学問的成果に基づく検討が不可欠である。それぞれが、聖書やキリスト教について発言しようとするなら、これらを無視することはもはや許されない。聖書やキリスト教の影響を語ろうとするなら、それらについての自己自身の理解を鮮明にすることが、先ず必要とされるであろう。これを欠いては、実りある討論を期待することは不可能だからである。

いずれにせよ、田中正造の聖書理解は、「啻に書籍上のキリスト様よりハ、キリストの眞実と実体とを御らん被遊度」(16No.1523)と念じつつの聖書（キリストの教え）の実行に集注していたといえるであろう。

#### 主要参考資料

田中正造全集編纂会編「田中正造全集」全十九巻、別巻一（1977～80年、岩波書店刊）

田中正造選集編集委員会編「田中正造選集」全七巻（1989年5月～11月 岩波書店刊）

木下尚江「田中正造翁」大正10年 新潮社 同上覆刻版 木下尚江著作集第十三巻 昭和46年 明治文献

木下尚江編「田中正造の生涯」昭和3年国民図書（株）、同覆刻版 文化資料調査会昭和41年

島田宗三「田中正造翁余録」上、下巻 1972年 三一書房

#### 註

- 1) ここでいう「新約全書」とは、明治5年（1872）9月、横浜で開催された在日宣教師会議で新約聖書の日本語訳が決議され、S.R.ブラウンを委員長とする聖書翻訳委員会が結成された。著名なJ.C.ヘボンをも加え、日本人助手として植村正久、井深梶之助らが参与し、明治13年（1880）4月に出版記念会を催すに到ったいわゆる「委員会訳」とか「元訳」とか称され、一般には「新約全書」として流布した。
- 2) アクビ事件は、明治33年（1900）2月13日未明に発生した川俣事件（足尾鉱毒兇徒聚衆事件ともよばれる）を契機として行われた裁判中に起きたものである。

鉱毒被害民たちは警官の厳重警戒の中にも、第四回「押出し」（大量請願出京）の周到な準備の後、鉱毒悲歌をうたいながら雲竜寺を出発した。所が利根川河畔の川俣では、警官隊180名、憲兵10名が強力な防衛線をしいて待機していた。被害民たちに対して、「警官がサーベルを揃えて、鎧をもって槍の如くにして呐喊した。また、撲るときには……土百姓、土百姓と各々口を揃えて」襲いかかったのである。（林竹二『田中正造の生涯』83頁より引用）現場とその後の捜索によって逮捕された者は100余名にのぼった。以後「押出し」による彼らの請願権行使は大量の指導者たちの検挙と相まって挫折せざるを得なかった。彼らは従来の経験から、「乱暴をなさざること」を固く申し合わせ、従って警官たちの暴虐的弾圧にも無抵抗に終始した結果が、これであった。警察、検察側はこれを凶徒聚衆事件として即日告発し、逮捕者の中68名を事件の翌日に起訴（予審請求）という手早い処置を取ったのである。これは無抵抗の被害民への暴力的抑圧、流血の大惨事の結末の隠ぺい的工作、と断じていいであろう。

かくして行われた第一審公判は、明治33年10月から前橋地裁で始められ、12月になされた判決は、凶徒聚衆罪の成立を否定するものではあったが、その代りに官吏抗拒罪の成立を認める、というものであった。

いわゆる「アクビ事件」はこの判決が出る前の11月28日、第十五回公判での傍聴席で、田中正造が検事の論告の最中、声に出して大アクビをしたの

である。その論告のいい加減さに対する憤りと抗議そして軽蔑の強烈な意志と態度表明であった、と思われる。

検事は、これに対して直ちに論告を中断し、田中を官吏侮辱罪で告訴する、という挙に出たのである。

12月7日、前橋地裁で予審が開始され、20日、公判に送られたが、明治34年5月29日、前橋地裁の下した判決は、無罪であったが、これに検事は控訴をもって応じた(6月3日)。東京控訴院は明治35年5月9日、田中に対して重禁錮一ヶ月十日、罰金五円という判決を下した。田中は直ちに上告したが、東京大審院は6月12日これを棄却し、かくして、田中は6月16日から7月16日まで、巣鴨監獄に服役する事となり、7月5日頃、更に病監に移され、そこで初めて新約全書に接することとなった。

- 3) 木下尚江 「田中正造翁」198頁
- 4) 木下尚江編 「田中正造の生涯」327頁
- 5) 同上
- 6) 註(3)と同じ
- 7) 新井奥邃については、永井忠重「新井奥邃先生」伝記叢書82 昭和8年(1933)復刻版 大空社(株)1991年6月、工藤直太郎「新井奥邃の思想」(新井奥邃の人と思想1)新井奥邃著、工藤直太郎訳「内観祈禱録」福田興編「奥邃先生の面影」(新井奥邃の人と思想2)1984年3月 青山館(株)。  
この特異な存在については、ほとんど知られていない。しかし、この点で思想家としての田中正造を浮かび上らせると同時に、われわれの目をこの新井にも向けさせた林竹二の功績は、大きいといわなければならない。これはしかし、花崎皋平がつとに注意を促したように、林の全面的正当性を意味するものではない。(「田中正造の思想」世界、1984年3月、4月号)。拙論もこの論文に触発されての一つの検証作業であることは、識者には明瞭であろう。
- 8) 逸見斧吉については、土肥昭夫「日本プロテスタント・キリスト教史論」1987年教文館99頁以下参照。
- 9) 和田洋一「正造は聖書から何を学んだか」全集月報8(1978年5月)
- 10) 同上
- 11) 日露戦だけなわの頃(明治38年春)、島田宗三の問い合わせに、田中は「私は非戦論ではありません。無戦論です」と答えたという。島田宗三「正造言行録(三)」全集月報3, 8頁1977年8月。
- 12) 林竹二「田中正造の生涯」講談社1976年

- 13) 竹内良知『「今日ハ今日主義」に思う』(月報18(1980年3月))。この田中解釈は正当と思われる。この様な彼の決意が「主義者」たちや、他のキリスト者、そして内村との政治に対する関わりの差異を生み出したと思われる。
- 14) 島田宗三「正造翁言行録(三)」仏教とキリスト教、宗教について 全集月報3, 9頁1977年8月
- 15) 木下「田中正造翁」182頁以下
- 16) 月報2「正造翁言行録(二)」1977年7月
- 17) この点についての詳細は、拙論「ニーチェにおけるキリスト教批判の核心」(流通経済大学創立二十周年記念論文集)1985年12月を見よ。
- 18) この岡田は大変興味をひく人物であるが、不明な点が多い。リプロポート(株)から、シリーズ民間日本学者の一人として津村喬が執筆刊行の予定にはなっている。なお、「新井奥邃」は日向康が執筆者になっている。
- 19) 田中正造全集 16巻解説 661頁
- 20) いう迄もなく、当時のユダヤ教は祭政一致の神政政治が理想であった。両替え商、献げ物などの店は神殿当局の認可の下におかれていたのであり、サンヒドリンというユダヤ最高議会は、立法・司法・行政の三権を一手に掌握し、しかもその議員たちは神殿における大祭司を頂点とする祭司・律法学者たちが、その中核を占めていたのである。
- 21) イエスの裁判をめぐる史料は無数といってよい。主要な文献は、最近出版された弁護士の手になる次の書物を参照。W. Fricke: Standrechtlich gekreuzigt, Person und Prozeß des Jesus aus Galiläa, 1988 西義之訳「法律家の見たイエスの裁判」1990, 山本書店
- 22) このロマ書13:1以下をめぐる解釈は、誠に厄介である。しかも、この箇所の理解をめぐる問題は、只単にキリスト教の神学思想の中のみならず、政治や倫理思想そして現実に与えた影響は、はかりしれないものがあり、そして今日に於てもまたその解釈と応用はホットな、しかも焦眉の急なるものとしてその解決をまっている。残念な事の一つは、このロマ書の言葉を、税金問答におけるイエスの言葉「カイザルの物はカイザルに、神の物は神に納めよ」(マルコ12:17, マタイ22:21, ルカ20:25)を援用し、それと連関させ、近代的理念としての政教分離の概念をそこから読みとり、しかも一方的に政治からのそして遂には「この世」からの離脱と解釈する人たちの存在である。政治的無関心と政治への無責任、また、結果としてstatus quoの承認、エスタブリッシュメントの容

認を生んで來たのである。先にもふれたように（註17の論文において）われわれは今日「解放の神学」をではなく、このような神学からの解放をこそ目指さなければならないのである。

23) 細かな議論は、C. F. D. Moule, *The Birth of the New Testament*, 1966, 挿訳「新約聖書の誕生」1978年、日本基督教団出版局を参照せよ。

(1993.4.26)